

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成28年7月1日

京都市監査委員 山本 惠一
同 隠塚 功
同 鶴谷 隆
同 光田 周史

1 氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------------|
| 市木 雅之 | 滋賀県草津市東矢倉3-33-44-5 |
| 小林 由香 | 京都市中京区高倉通御池上る柊町575番地 |
| 中川 秀夫 | 京都市伏見区日野北川瀬2番地15 |
| 八田 朋敬 | 大阪府吹田市佐井寺南が丘16番9号 |
| 松岡 保彦 | 京都府亀岡市篠町見晴六丁目10番6号 |

2 事務を補助できる期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

(監査事務局)